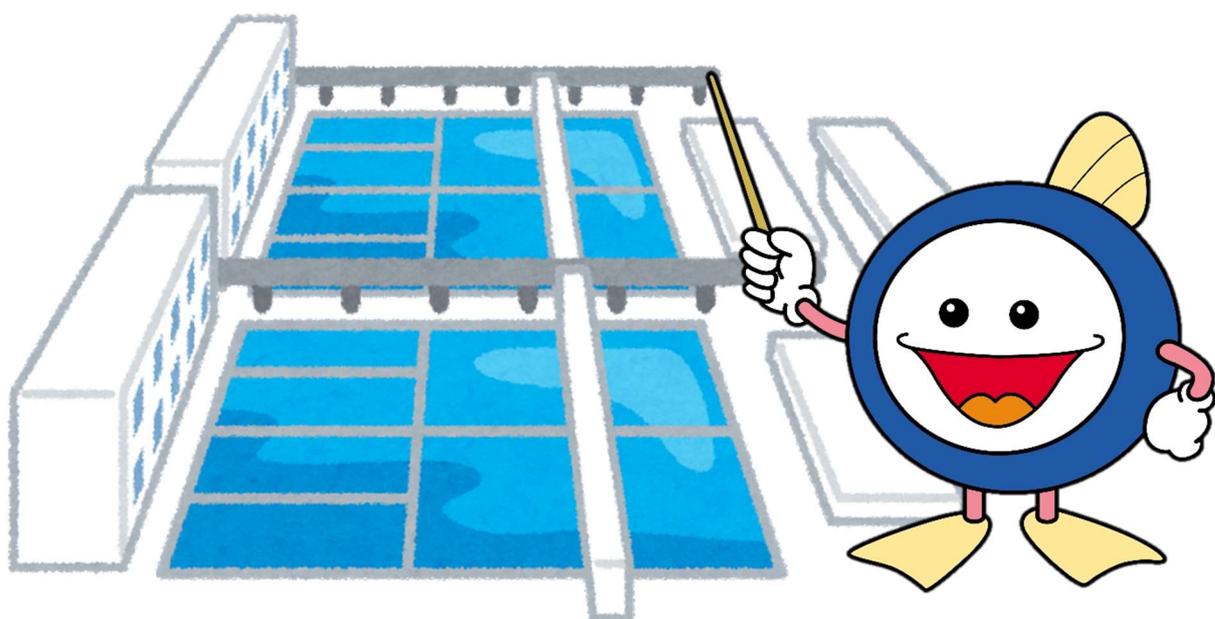


# 下水道事業の概要



下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」

令和7年度版

袖ヶ浦市都市建設部下水道課



## I 下水道事業の概要

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全並びに雨水の排除による浸水の防除のために欠くことのできない重要な役割を担っています。

本市では、下水道事業として、公共下水道事業（汚水・雨水）、農業集落排水事業（汚水）を実施しています。 ※ 公共下水道事業（雨水）については、土木管理課・土木建設課で実施しています。

### I 公共下水道事業（汚水）

公共下水道事業（汚水）は、昭和49年に当初事業認可を取得した後、昭和59年から分流式下水道として一部区域の供用を開始しています。

令和6年度末時点の全体計画面積は1,419ha、事業計画面積は1,063haとなっています。また、整備済面積は1,042haとなっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。

処理施設については、東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき整備を進めています。

#### 公共下水道事業（汚水）の概要

（令和6年度末時点）

袖ヶ浦処理区		
全体計画面積（松川地区を含む）※ <sup>1</sup>	1,419ha	
事業計画（事業認可）面積（松川地区を含む）※ <sup>1</sup>	1,063ha	
整備済面積（松川地区を含む）※ <sup>1</sup>	1,042ha	
建設開始年月日	昭和49年4月1日	
供用開始年月日	昭和59年4月1日	
特別会計設置年月日	昭和53年3月15日	
地方公営企業法の適用区分	令和2年4月1日適用（一部適用）	
処理区域内人口	44,755人	
接続者数	43,835人	
普及率	67.8%（=44,755人／市内人口65,980人）	
水洗化率	97.9%（=43,835人／44,755人）	
処理区域内人口密度※ <sup>2</sup>	43.0人/ha（=44,755人/1042ha）	
年間有収水量	4,691,734m <sup>3</sup> （し尿処理施設からの汚水排除量含む）	
流域下水道等への接続の有無	無	
汚水処理施設 （分流式）	名称	袖ヶ浦終末処理場
	供用開始	昭和59年4月1日
	処理方式	標準活性汚泥法
	現有処理能力	21,600m <sup>3</sup> /日
汚水ポンプ場	名称	横田汚水中継ポンプ場
	供用開始	平成13年4月1日
	現有揚水能力	1.34m <sup>3</sup> /分
汚水マンホール形式ポンプ場	24箇所	
整備済管渠延長	252km	

※1：松川地区は農業集落排水事業で整備し管理されているが、流末を公共下水道に接続して汚水処理を行っていることから、下水道計画は公共下水道事業区域に位置付けています。

※2：処理区域内人口密度= 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

## 2 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水の施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的とし、平成5年に袖ヶ浦東部地区の事業認可を取得しました。また、同年には特別会計を設置するとともに事業の進捗を図り、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区、松川地区の施設整備が全て完了しました。

このうち、松川地区については公共下水道施設に接続され、汚水処理は公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場で行っています。

### 農業集落排水事業（汚水）の概要

(令和6年度末時点)

		袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
		三箇・高谷 百目木・横田	野里・永地 上泉・下泉・永吉	永地・三黒 谷中・横田
全体計画面積		98ha	72ha	28ha
事業計画(事業認可)面積		98ha	72ha	28ha
現在整備済面積		98ha	72ha	28ha
建設開始年月日		平成 5年7月8日	平成18年4月1日	平成 9年7月1日
供用開始年月日		平成10年4月1日	平成24年4月1日	平成15年4月1日
特別会計設置年月日		平成5年9月20日		
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用(一部適用)		
処理区域内人口		3,899人		
接続者数		3,157人		
普及率		5.9% (=3,899人/市内人口65,980人)		
水洗化率		81.0% (=3,157人/3,899人)		
処理区域内人口密度※1		19.7人/ha (=3,899人/198ha)		
年間有収水量		289,349m <sup>3</sup>		
流域下水道等への接続の有無		無		
汚水処理 施設	名称	袖ヶ浦東部浄化センター		袖ヶ浦終末処理場 で処理を実施
	供用開始	平成10年4月1日		
	処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式に DO制御機構を付加した方式		
	現有処理能力	1,499m <sup>3</sup> /日		
汚水マンホール形式ポンプ場		55箇所(袖ヶ浦東部地区14、平岡地区31、松川地区10)		
整備済管渠延長		57km		

※1 処理区域内人口密度= 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

## II 計画

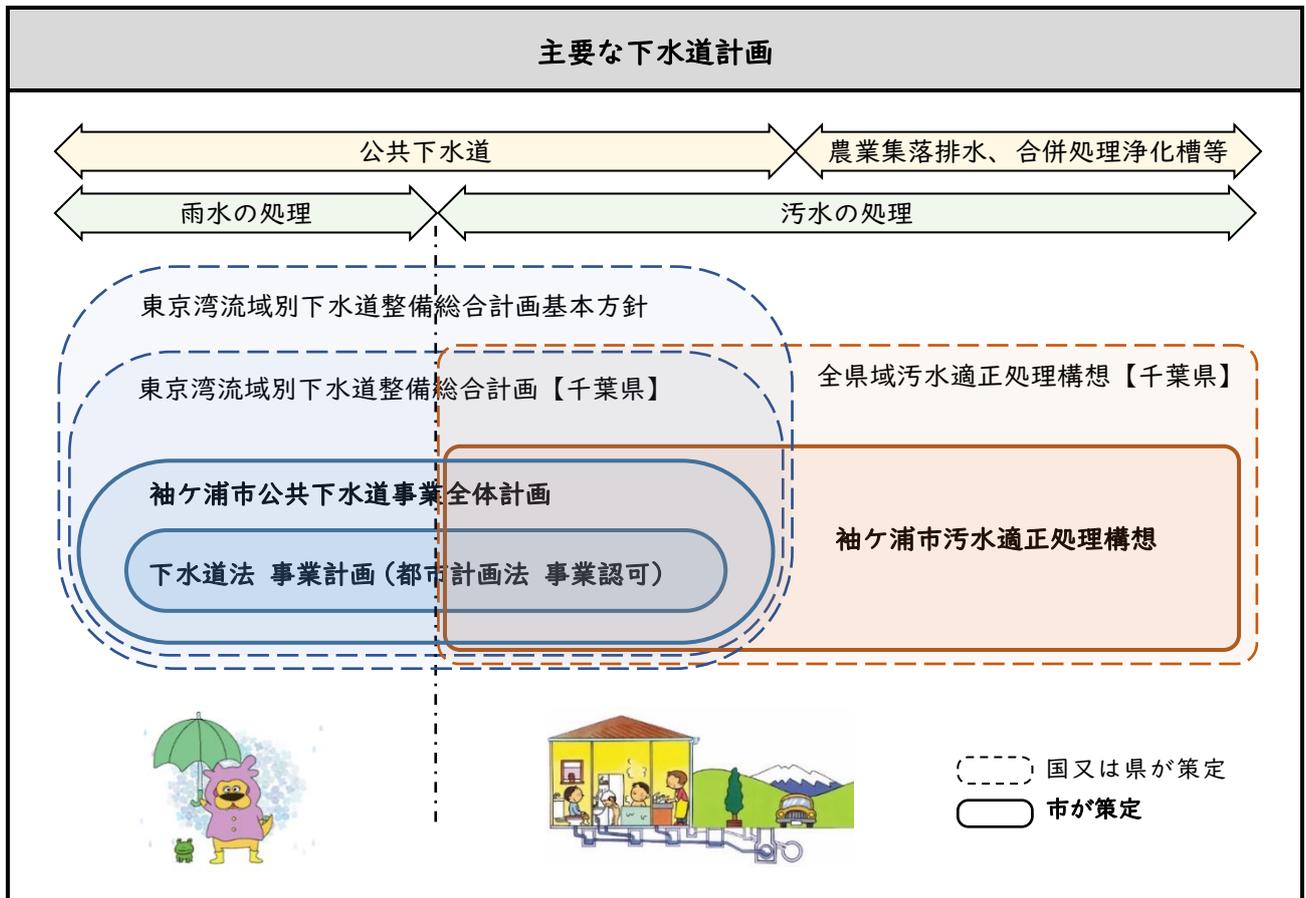
### 1 下水道事業関連計画における背景

本市の公共下水道は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的とし、昭和49年に下水道法事業認可を取得し、鋭意下水道整備を推進してきました。昭和49年以降は令和6年度末時点で19回の事業計画の変更を行い、現在の事業計画区域は汚水1,063haのうち1,042haが整備済みとなり、対事業計画整備率は約98.0%となっています。

また、平成8年度に千葉県全域汚水適正処理構想が策定されたことに伴い、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、市内全域を対象とした総合的な汚水処理の構想として、袖ヶ浦市汚水適正処理構想を策定し、今日まで公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の整備を推進してきました。

### 2 下水道計画の位置づけ

#### 主要な下水道計画の位置づけ



(1) 東京湾流域別下水道整備総合計画 基本方針【国、検討委員会】

流域別下水道整備総合計画を2つ以上の都県にまたがる水域について策定する場合の、各都県間における、水質環境基準の達成に関する基本方針となります。

(2) 東京湾流域別下水道整備総合計画【千葉県】

公共の水域又は海域ごとの、下水道の整備に関する総合的な基本計画です。

(3) 全県域污水適正処理構想【千葉県】

県全域を対象とした総合的な構想。各市町村が策定した污水適正処理構想を県が取りまとめて策定します。

ア 袖ヶ浦市 污水適正処理構想

市内全域における污水处理の方法等について定めます。(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)

イ 袖ヶ浦市 公共下水道事業全体計画

東京湾流域別下水道整備総合計画等の上位計画で定められた目標に基づき、将来的な公共下水道の施設の配置計画を定めるもので、概ね20年先の状況を想定し策定します。

ウ 下水道法 事業計画(都市計画法 事業認可)

公共下水道事業全体計画を基に、優先度の高い地区、整備進捗状況及び財政状況などを勘案し、概ね7年以内に整備可能な区域について計画を策定します。

また、事業計画を策定し、都市計画事業として下水道事業を開始するためには、都市計画法の手続きを経て、事業計画の認可を受ける必要があります。

公共下水道の計画の概要

(令和6年度末時点)

		公共下水道事業全体計画			下水道法 事業計画			
計画目標年次		令和31年度			令和10年度			
下水道計画区域面積(ha)	汚水	1,418.7			1,063.0			
	雨水	1,149.0			810.0			
行政人口(人)		70,000			58,000			
下水道計画人口(人)		49,700			43,040			
汚水量原単位(L/人/日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	家庭	生活	255	340	510	250	335	505
		営業	50	65	100	50	65	100
		計	305	405	610	300	400	605
地下水	70	70	70	60	60	60		
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	家庭	15,160	20,130	30,320	12,912	17,216	26,040	
	地下水	3,480	3,480	3,480	2,582	2,582	2,582	
	工場	2,670	2,670	5,340	1,450	1,450	2,900	
	その他	500	500	750	0	0	0	
	計	21,810	26,780	39,890	16,944	21,248	31,522	
終末処理場	名称	袖ヶ浦終末処理場			袖ヶ浦終末処理場			
	水処理方式	嫌気無酸素好気法(凝集剤添加) + 急速ろ過			標準活性汚泥法			
	污泥処理方法	濃縮→脱水→焼却			濃縮→脱水			
	処理能力	26,800 m <sup>3</sup> /日			21,600 m <sup>3</sup> /日			
	計画流入水質(mg/L)	BOD 195 COD 126 SS 160 T-N 49 T-P 4.9			BOD 200 COD 121 SS 162 T-N 47 T-P 4.7			
	計画処理水質(mg/L)	BOD 10 COD 10(8) T-N 10(8) T-P 0.5(0.4)			BOD 10 COD 10(8) T-N 10(8) T-P 0.5(0.4)			
	計画放流水質(mg/L)	BOD 10 T-N 11 T-P 1.1			BOD 10			
汚水ポンプ場	名称	横田汚水中継ポンプ場			横田汚水中継ポンプ場			
	計画汚水量	1.60 m <sup>3</sup> /分			1.17 m <sup>3</sup> /分			
	ポンプ能力	φ150×1.60 m <sup>3</sup> /分×2台 (うち予備1台)			φ100×1.34 m <sup>3</sup> /分×2台 (うち予備1台)			
雨水ポンプ場	名称	奈良輪雨水ポンプ場			奈良輪雨水ポンプ場			
	計画汚水量	942 m <sup>3</sup> /分			453 m <sup>3</sup> /分			
	ポンプ能力	φ1000×150 m <sup>3</sup> /分×2台 φ1500×320 m <sup>3</sup> /分×2台			φ900×144 m <sup>3</sup> /分×2台 φ1000×165 m <sup>3</sup> /分×1台			

農業集落排水事業の計画の概要

(令和6年度末時点)

	袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
事業計画区域面積 (ha)	98	72	28
計画人口(人)	2,630	3,330	980
計画戸数(戸)	662	877	231
日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	867.9	1,099	324
計画流入水質 (ppm)	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 7	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 5	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 5
計画放流水質 (ppm)	BOD 10 SS 20	BOD 10 SS 20 T-N 15 T-P 2	BOD 10 SS 20
備考	事業採択:平成5年度 供用開始:平成10年4月	事業採択:平成18年度 変更:平成22年度 供用開始:平成24年4月	事業採択:平成9年度 供用開始:平成15年4月

※農業集落排水事業は、施設整備が全て完了しています。

### 3 公共下水道計画の変更経緯

#### 公共下水道計画の経緯

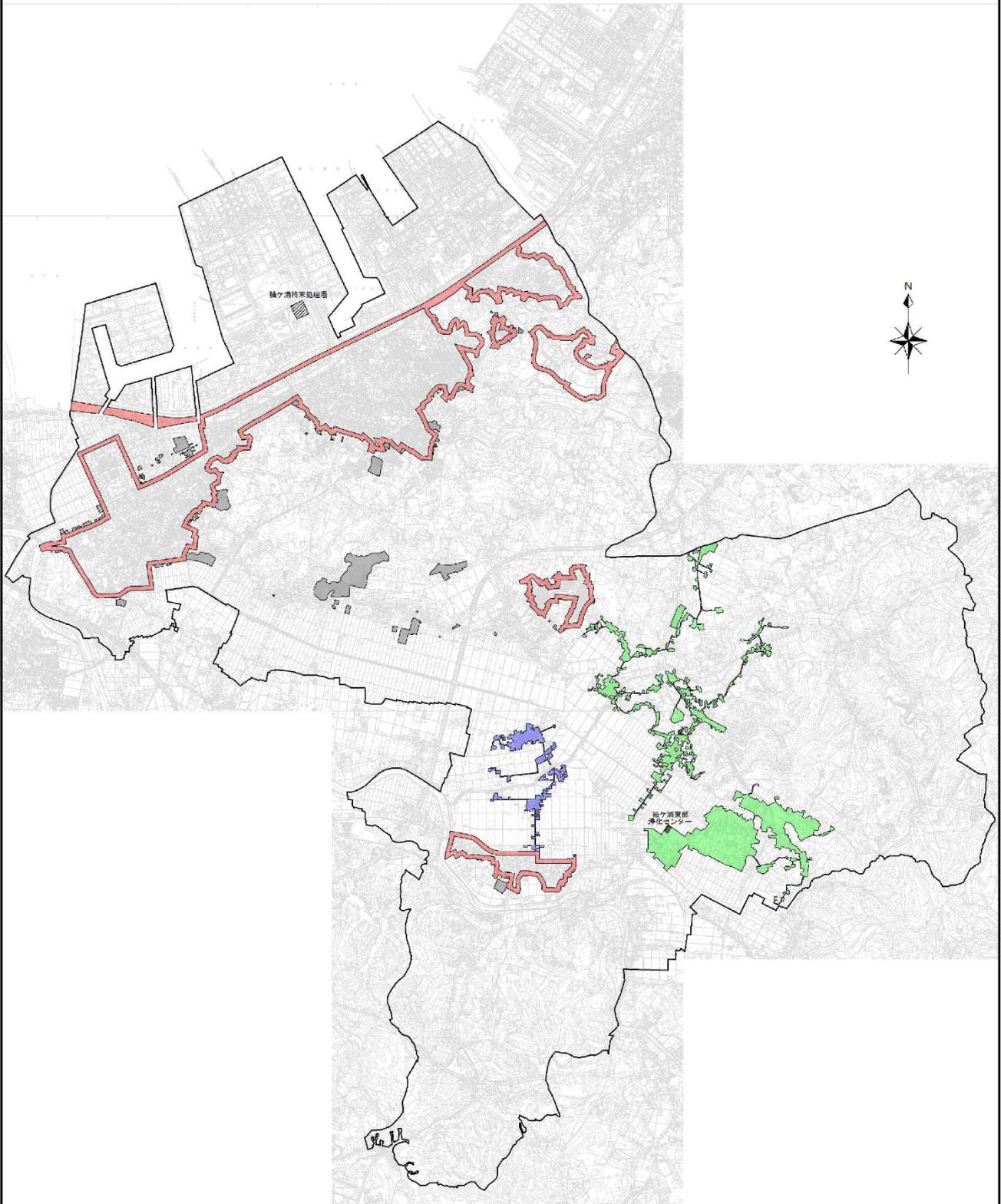
項目	決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年度又 は 事業年度	変更内容	
全体計画 (当初)	S.44 年度	1,080 (汚水) 1,080 (雨水)	80,000	47,570	S.65		
当初	計画決定	S.48.7.27 町告示第 17 号	228	17,000	12,255	S.65	
	下水道法 事業認可	S.49.10.23 建設省千都下公発第 12 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.10.23 ~S.55.3.31	
	都市計画法 事業認可	S.49.11.22 千葉県告示第 962 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.11.22 ~S.55.3.31	
第 1 回 変更	下水道法 事業認可	S.53.10.16 建設省千都下公発第 73 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.10.23 ~S.58.3.31	一部処理場、管渠の変更、事業期間の変更
	都市計画法 事業認可	S.55.5.15 千葉県告示第 584 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.11.22 ~S.58.3.31	同上
全体計画 (第 1 回変更)	S.57 年度	1,370 (汚水) 1,370 (雨水)	62,730	38,270	S.80	計画区域、計画フレーム、原単位、施設計画、目標年次の見直し	
第 2 回 変更	計画決定	S.58.1.25 町告示第 5 号	695	45,010	27,460	S.80	
	下水道法 事業認可	S.58.3.10 建設省千都下公発第 3 号	350 (汚水) 350 (雨水)	18,730	10,114	S.49.10.23 ~S.66.3.31	福王台、蔵波台土地区画整理の一部地区を追加
	都市計画法 事業認可	S.58.3.29 千葉県告示第 268 号	350 (汚水) 350 (雨水)	18,730	10,114	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同上
全体計画 (第 2 回変更)	S.60 年度	1,372 (汚水) 1,372 (雨水)	62,730	38,270	S.80	計画区域の追加 (2.0ha)	
第 3 回 変更	計画決定	S.61.3.15 町告示第 21 号	698	45,180	27,560	S.80	南部幹線のルート変更及び線引き見直しに伴う一部区域の追加
	下水道法 事業認可	S.61.7.19 建設省千都下公発第 11 号	351 (汚水) 271 (雨水)	18,730	10,114	S.49.10.23 ~S.66.3.31	南部幹線のルート変更及び役場脇の区域を追加
	都市計画法 事業認可	S.61.8.1 千葉県告示第 675 号	351 (汚水) 271 (雨水)	18,730	10,114	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同上
全体計画 (第 3 回変更)	S.61 年度	1,458 (汚水) 1,458 (雨水)	63,341	41,055	S.80	準工業地域 86.0ha の追加	
第 4 回 変更	計画決定	S.62.8.13 町告示第 66 号	784	45,620	30,240	S.80	準工業地域 86.0ha の追加
	下水道法 事業認可	S.63.3.23 建設省千都下公発第 4 号	409 (汚水) 329 (雨水)	19,050	11,068	S.49.10.23 ~S.66.3.31	準工業地域の一部区域 58.0ha 追加
	都市計画法 事業認可	S.63.4.5 千葉県告示第 318 号	409 (汚水) 329 (雨水)	19,050	11,068	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同上
第 5 回 変更	計画決定	H.1.3.3 町告示第 15 号	784	45,620	30,240	S.80	北部及び久保田第 2 幹線のルート変更
	下水道法 事業認可	H.1.9.12 建設省千都下公発第 4 号	784 (汚水) 349 (雨水)	45,620	21,142	S.49.10.23 ~H.11.3.31	一部区域の追加、一部処理場、事業計画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.1.9.29 千葉県告示第 862 号	784 (汚水) 349 (雨水)	34,985	21,142	S.49.11.22 ~H.11.3.31	同上
全体計画 (第 4 回変更)	H.3 年度	1,812 (汚水) 1,761 (雨水)	113,300	69,603	H.22	計画区域 354ha の追加、計画人口、原単位、目標年次の見直し	

項目		決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年度又 は 事業年度	変更内容
第6回 変更	計画決定	H.7.2.28 市告示第19号	838	56,870	36,330	H.22	のぞみ野田地区の追加及び 都市計画手続き簡素化による 変更
	下水道法 事業認可	H.7.6.26 建設省千都下公発第9号	838 (汚水) 349 (雨水)	48,600	27,931	S.49.10.23 ~H.13.3.31	のぞみ野田地区の追加、主 要な管渠の一部変更、終末処 理場主要施設の変更、事業計 画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.7.7.18 千葉県告示第676号	838 (汚水) 349 (雨水)	48,600	27,931	S.49.11.22 ~H.13.3.31	同上
第7回 変更	計画決定	H.9.4.4 市告示第58号	902	61,660	39,200	H.22	横田分区市街化区域の追加及 び都市計画手続き簡素化によ る変更
	下水道法 事業認可	H.11.3.15 建設省千都下公発第1号	902 (汚水) 349 (雨水)	44,730	26,420	S.49.10.23 ~H.18.3.31	横田地区区域及び幹線の追 加、横田汚水中継ポンプ場の 追加、終末処理場汚泥処理施 設の増設
	都市計画法 事業認可	H.11.4.9 千葉県告示第443号	902 (汚水) 349 (雨水)	44,730	26,420	S.49.11.22 ~H.18.3.31	同上
全体計画 (第5回変更)		H.11年度	1,934 (汚水) 1,855 (雨水)	56,800	32,390	H.29	椎の森工業団地94ha及び松 川地区28haの追加、計画フ レーム、原単位、施設計画、 目標年の見直し
第8回 変更	計画決定	H.14.7.16 市告示第102号	978	44,500	26,480	H.29	汚水の都市計画決定として椎 の森工業団地65ha及び浜宿 団地11haの追加
	下水道法 事業認可	H.15.3.13 国関整都整第135号の2	963 (汚水) 349 (雨水)	41,100	21,940	S.49.10.23 ~H.18.3.31	椎の森工業団地22ha、浜宿 団地11ha及び松川地区 28haの追加
	都市計画法 事業認可	H.15.4.4 千葉県告示第358号	935 (汚水) 349 (雨水)	40,100	21,520	S.49.11.22 ~H.18.3.31	椎の森工業団地22ha、浜宿 団地11haの追加
第9回 変更	下水道法 事業認可	H.16.6.11 千葉県下指令第2号	963 (汚水) 349 (雨水)	41,100	21,940	S.49.10.23 ~H.18.3.31	久保田第1汚水幹線の口径、 延長の変更
第10回 変更	計画決定	H.17.1.7 市告示第2号	1,026	48,200	28,450	H.29	奈良輪地区48haの追加、奈 良輪第一雨水幹線及び奈良輪 雨水ポンプ場の追加
	下水道法 事業認可	H.17.3.11 国関整都整第204号	963 (汚水) 349 (雨水)	43,100	23,230	S.49.10.23 ~H.23.3.31	汚泥脱水機の機種変更、事業 計画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.17.6.3 千葉県告示第467号	935 (汚水) 349 (雨水)	41,300	22,460	S.49.11.22 ~H.23.3.31	事業計画期間の変更
第11回 変更	下水道法 事業認可	H.22.3.11 千葉県下指令第810号	963 (汚水) 349 (雨水)	43,100	23,230	S.49.10.23~ H.23.3.31	「下水道総合地震対策計画」 の追加、財政計画の変更
全体計画 (第6回変更)		H.22年度	1,419 (汚水) 1,149 (雨水)	49,700	26,780	H.36	東京湾流総の見直しに伴う目 標年度・諸元等変更及び袖ヶ 浦終末処理場施設計画の変更
第12回 変更	下水道法 事業認可	H.23.3.29 千葉県下指令第885号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.10.23 ~H.26.3.31	事業計画期間の変更、奈良輪 地区48ha追加、奈良輪第一 雨水幹線・奈良輪雨水ポン プ場の追加・終末処理場処理水 量10,800m <sup>3</sup> /日減
	都市計画法 事業認可	H.23.3.29 千葉県告示第285号	983 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.11.22 ~H.26.3.31	奈良輪地区48haの追加、奈 良輪第一雨水幹線及び奈良輪 雨水ポンプ場の追加

項目		決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m3/日)	目標年度又 は 事業年度	変更内容
第13回 変更	計画決定	H.24.2.10 市告示第18号	1,026 (汚水) 950 (雨水)	40,180	21,750	H.36	奈良輪第一雨水幹線の断面及び延長を変更、奈良輪雨水ポンプ場の敷地面積を変更
	下水道法 事業認可	H.24.3.30 千葉県下指令第992号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.10.23 ~H.26.3.31	奈良輪第一雨水幹線の断面及び延長を変更奈良輪雨水ポンプ場の敷地面積、揚水量を変更
	都市計画法 事業認可	H.24.3.30 千葉県告示第923号	983 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.11.22 ~H.26.3.31	奈良輪字蒲原及び字弁天の各一部区域を収用事業地に追加、奈良輪字蒲原、字弁天、字高洲の各一部の区域を使用事業地に追加
第14回 変更	下水道法 事業計画	H.26.3.17 下第675号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	44,500	21,027	S.49.10.23 ~H.31.3.31	事業施行期間の変更、奈良輪第1雨水幹線の断面変更、および奈良輪第6雨水幹線の削除
	都市計画法 事業認可	H.26.3.28 千葉県告示第237号	983 (汚水) 397 (雨水)	44,500	21,027	S.49.11.22 ~H.31.3.31	事業施行期間の変更
第15回 変更	計画決定	H.26.9.30 市告示第170号	1,035 (汚水) 1,024 (雨水)	42,150	22,690	H.36	椎の森工業団地汚水9ha、雨水74haの追加 奈良輪第1雨水幹線の断面変更
	下水道法 事業計画	H.26.10.27 下第376号	1,063 (汚水) 471 (雨水)	44,500	21,357	S.49.10.23 ~H.31.3.31	椎の森工業団地 汚水52ha、雨水74haの追加
	都市計画法 事業認可	H.26.11.14 千葉県告示第718号	1,035 (汚水) 471 (雨水)	44,500	21,357	S.49.11.22 ~H.31.3.31	椎の森工業団地 汚水52ha、雨水74haの追加 奈良輪第1雨水幹線の断面変更
第16回 変更	下水道法 事業計画	H.30.9.13 下第310号	1,063 (汚水) 780 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~H.36.3.31	事業計画区域 雨水309haの追加 汚水・雨水幹線の変更 (現況施設の反映)
	都市計画法 事業認可	H.31.1.25 千葉県告示第45号	1,035 (汚水) 769 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~H.36.3.31	事業計画区域 雨水298haの追加
第17回 変更	下水道法 事業計画	R.6.1.24 下第636号	1,063 (汚水) 780 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~R.7.3.31	事業施行期間の変更
	都市計画法 事業認可	R.6.3.15 千葉県告示第165号	1,035 (汚水) 769 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~R.7.3.31	事業施行期間の変更
第18回 変更	下水道法 事業計画	R.6.3.26 下第849号	1,063 (汚水) 810 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~R.7.3.31	奈良輪第一排水区 雨水30haの追加
	都市計画法 事業認可	R.6.6.11 千葉県告示第343号	1,035 (汚水) 799 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~R.7.3.31	奈良輪第一排水区 雨水30haの追加
全体計画 (第7回変更)		R.6年度	1,419 (汚水) 1,149 (雨水)	49,700	26,780	R.31	東京湾流総の見直しに伴う目標年度の変更
第19回 変更	下水道法 事業計画	R.7.2.21 下第738号	1,063 (汚水) 810 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~R.11.3.31	事業施行期間の変更
	都市計画法 事業認可	R.7.3.21 千葉県告示第174号	1,035 (汚水) 799 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~R.11.3.31	事業施行期間の変更

# 下水道区域図

S=1/25,000



凡 例	
事業計画区域	
集合処理区域	
公共下水道で整備、公共下水道で処理(既整備)	
農業用排水で整備し、農業用排水で処理(既整備)	
農業用排水で整備し、公共下水道で処理(既整備)	
行政区域界	

#### 4 公共下水道汚水幹線

下水排除面積が20ヘクタール以上の主要な管渠を汚水幹線としています。

##### 公共下水道汚水幹線

	幹線名	管径 (mm)	管種	延長 (m)
①	横田第一汚水幹線	200～450	硬質塩化ビニル管、ヒューム管、 ダクタイル鋳鉄管、	4,354.03
②	横田第二汚水幹線	200、250	硬質塩化ビニル管	604.53
③	久保田第一汚水幹線	300～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	2,253.12
④	久保田第二汚水幹線	250～350	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	804.19
⑤	久保田第三汚水幹線	150～250	硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管	265.19
⑥	境川汚水幹線	200～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	619.48
⑦	五反田川汚水幹線	250、300	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	528.12
⑧	蔵波台汚水幹線	250、300	ヒューム管	333.01
⑨	蔵波第一汚水幹線	250～600	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	1,857.33
⑩	蔵波第二汚水管線	300	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	424.67
⑪	蔵波第三汚水管線	250	ヒューム管	73.40
⑫	中央幹線	1500	ヒューム管	866.27
⑬	長浦汚水幹線	300、350	ヒューム管	552.18
⑭	長浦拓汚水幹線	300、350	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	760.94
⑮	南部汚水幹線	250～1200	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	12,611.74
⑯	福王台汚水幹線	250	ヒューム管	498.19
⑰	放流幹線	1200	ヒューム管	489.36
⑱	北部汚水幹線	300～1000	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	3,499.42
⑲	岩井汚水幹線	250～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	546.03
⑳	奈良輪第一汚水幹線	150～400	硬質塩化ビニル管	441.79
㉑	神納汚水幹線	250	硬質塩化ビニル管	7.28
㉒	松川汚水幹線	200	硬質塩化ビニル管	1219.22
	計	150～1500		33,609.49



### Ⅲ 施設

#### Ⅰ 公共下水道事業

##### 袖ヶ浦終末処理場

終末処理場では、微生物の働きにより下水中の汚れをきれいにして海へ放流します。



所在地：袖ヶ浦市中袖4番地

敷地面積：約3.77ha

供用開始：1系列 昭和59年4月

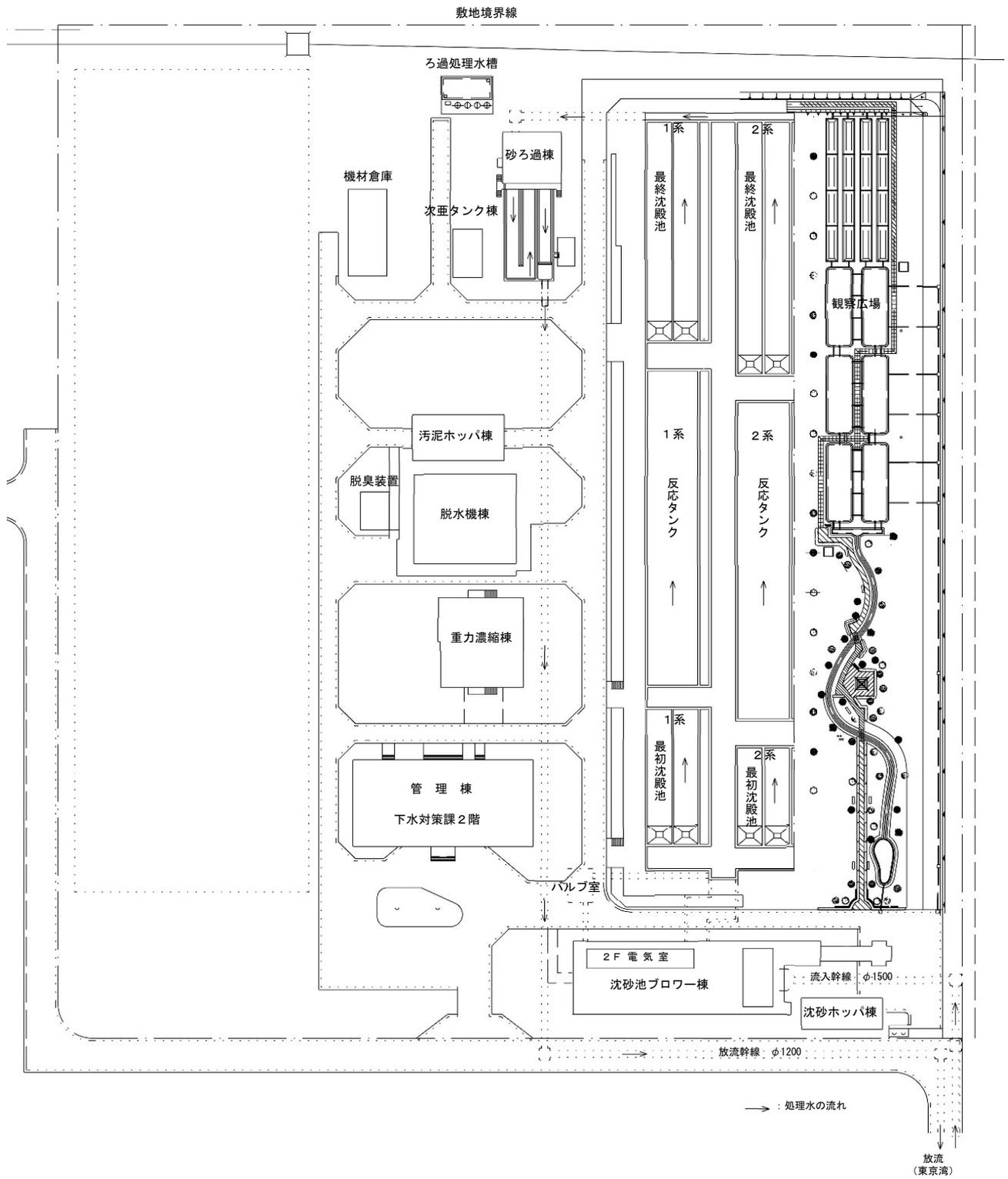
2系列 平成10年4月

処理方式：標準活性汚泥法（分流式）

現有能力：21,600 m<sup>3</sup> / 日

放流先：東京湾

袖ヶ浦終末処理場配置図





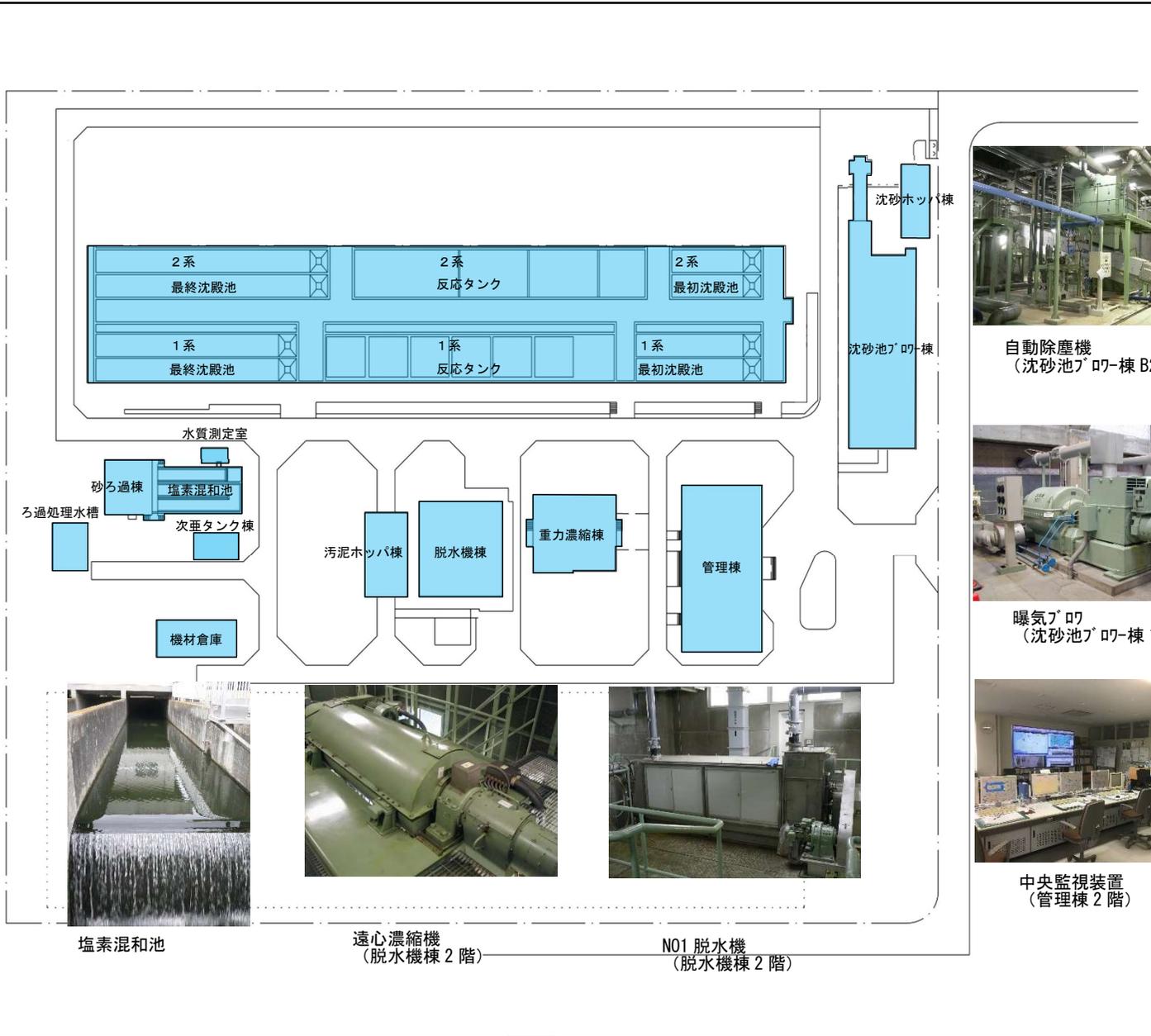
1 系列反応タンク



管廊  
(水処理反応タンク下部)



塩素注入設備  
(次亜タンク棟)



自動除塵機  
(沈砂池フロア棟 B2 階)



曝気ブロウ  
(沈砂池フロア棟 1 階)



中央監視装置  
(管理棟 2 階)



塩素混和池



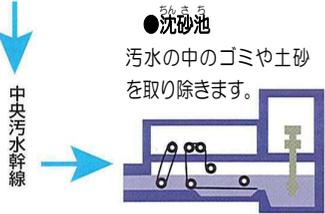
遠心濃縮機  
(脱水機棟 2 階)



N01 脱水機  
(脱水機棟 2 階)

# 下水道の仕組み

下水を集める方法は、汚れた水と雨水を別々の管に流す分流式と、同じ管に流す合流式があります。袖ヶ浦市では、この絵のとおり分流式を採用しています。



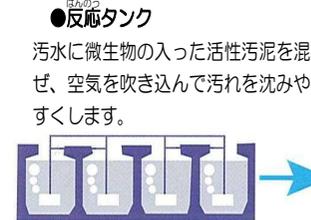
●沈砂池  
汚水の中のゴミや土砂を取り除きます。

中央汚水幹線



●最初沈殿池  
汚水をゆるやかに流し、浮遊物(小さなゴミや泥など)を沈めます。

しず沈んだ浮遊物を集めます。



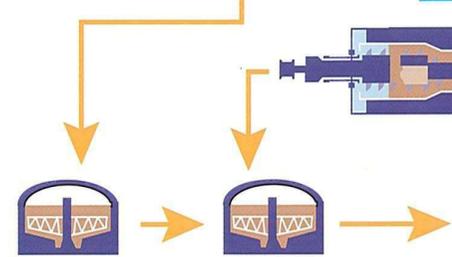
●反応タンク  
汚水に微生物の入った活性汚泥を混ぜ、空気を吹き込んで汚れを沈みやすくします。

●最終沈殿池  
沈みやすくなった活性汚泥はここで下に沈み、きれいになった上澄みの水だけが流されます。

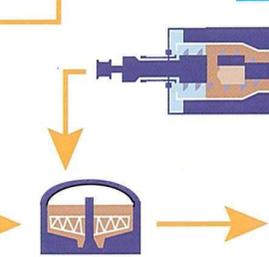
●消毒設備  
きれになった水に塩素を注入し減菌して放流します。

ポンプ場

東京湾へ



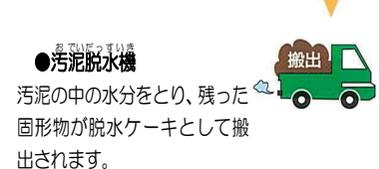
●汚泥濃縮槽  
浮遊物(汚泥)を圧密し体積を減らします。



●汚泥貯留槽  
圧密した汚泥と遠心濃縮した汚泥をためます。



●遠心濃縮機  
沈んだ活性汚泥(余剰汚泥)を遠心力を利用して水を分離し、体積を減らします



●汚泥脱水機  
汚泥の中の水分をとり、残った固形物が脱水ケーキとして搬出されます。



搬出

袖ヶ浦終末処理場では、微生物のはたらきと沈殿を利用して、汚水をきれいにして東京湾に放流しています。  
残った汚泥は、水分を取り除いて量を減らし、再資源化や埋立処分を行っています。

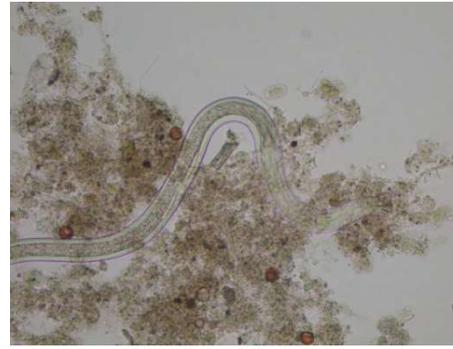
# 反応タンク内の微生物の一部



**ロタリア (後生動物)**  
大きさは 300~500  $\mu\text{m}$ 。  
虫体は細長く伸びたり縮んだりして移動する。



**クマムシ (後生動物)**  
大きさは 0.2~1.0mm  
四対の足を有し、虫体がクマに似ている。



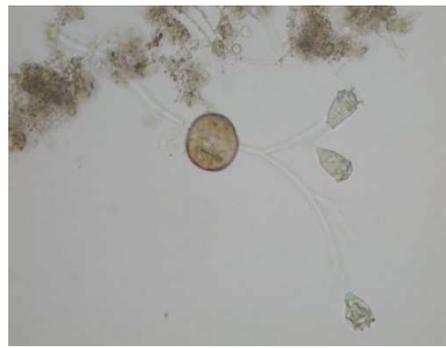
**ネマトーダ (後生動物)**  
「線虫」と呼ばれ、細長い体をくねらせるようにして動く。



**レパデラ (後生動物)**  
虫体は卵円形のものが多い。  
肢の先端に 2 本の趾がある。



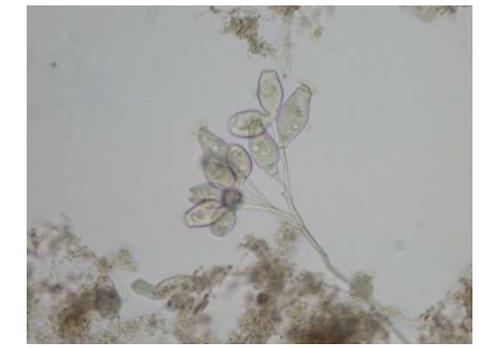
**セントロピクス**



**アルケラとエピスティリス**  
大きさは 30~250  $\mu\text{m}$   
アルケラ: 半球形の殻をもつ有殻アメーバ。



**エピスティリス (原生動物 繊毛虫類)**  
大きさは 50~90  $\mu\text{m}$   
柄は分岐し、群体を作る。伸縮しない。  
囲口部のみが収縮する。



**オペルクラリア (原生動物 繊毛虫類)**  
大きさは 250  $\mu\text{m}$   
柄は分岐し、群体を作る。伸縮しない。  
囲口部に波動膜を有する。

## 2 農業集落排水事業

### 袖ヶ浦東部浄化センター

浄化センターでは、微生物の働きにより下水中の汚れをきれいにして水路へ放流します。



所在地：袖ヶ浦市三箇 2402 番地

敷地面積：約 3.03ha

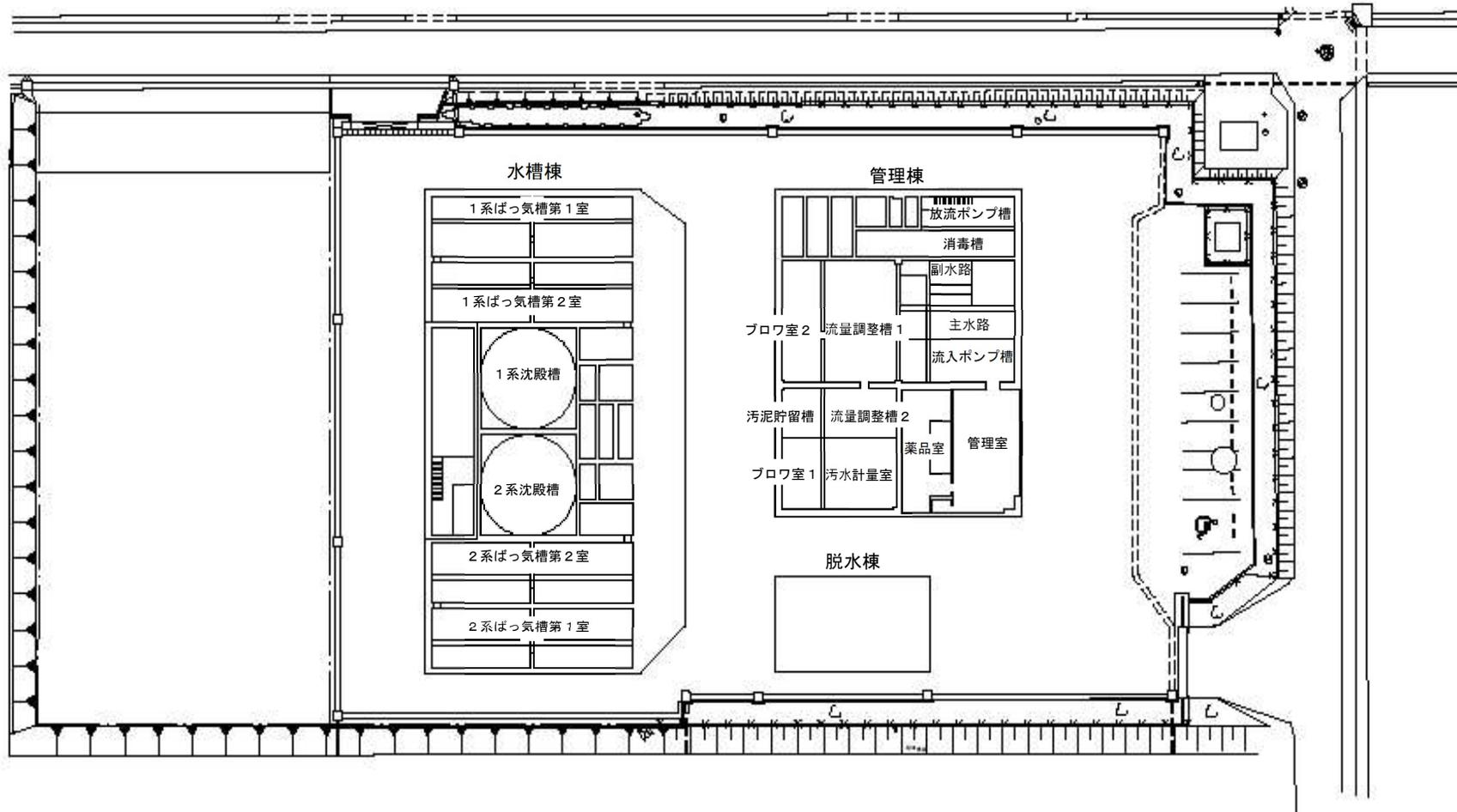
供用開始：処理棟、脱水棟 平成 10 年 4 月  
水槽棟 平成 24 年 4 月

処理方式：鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式に DO 制御機構を付加した方式  
形式：JARUS-XIVH 型

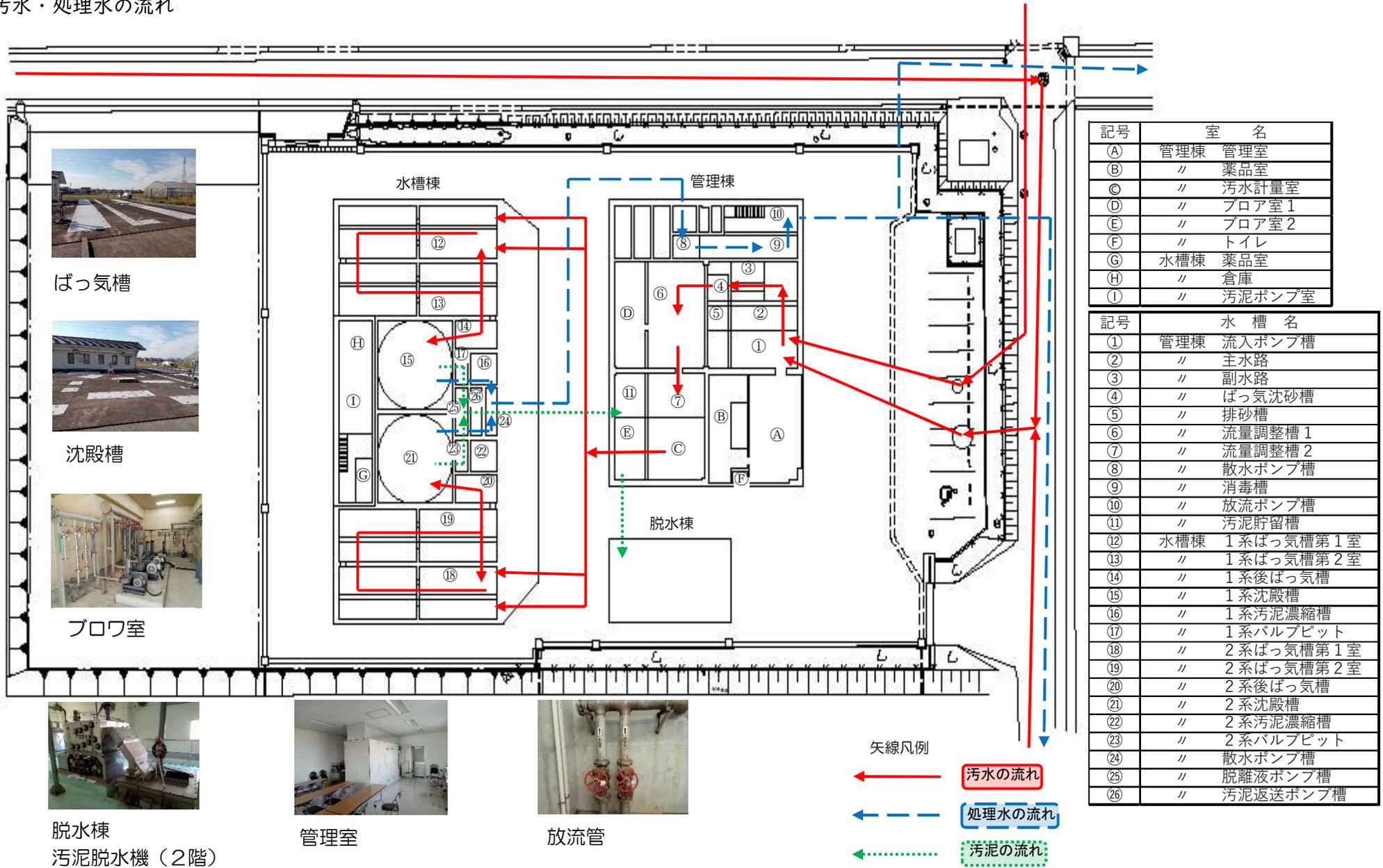
計画汚水量：1,499 m<sup>3</sup> / 日

放流先：平岡大排水路、準用河川境川

東部浄化センター配置図



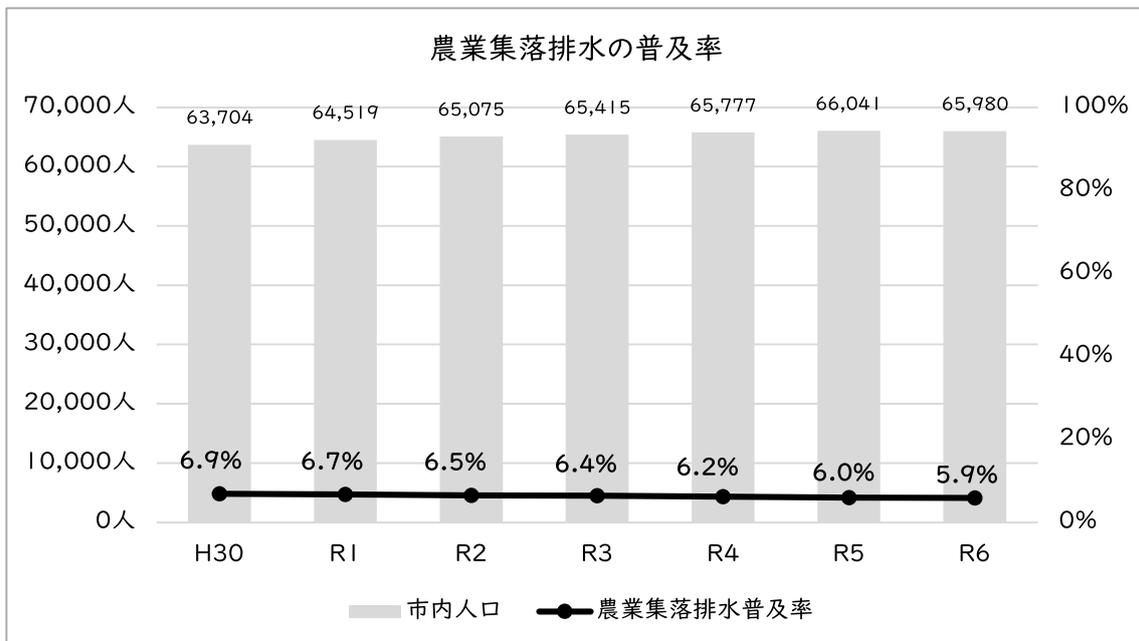
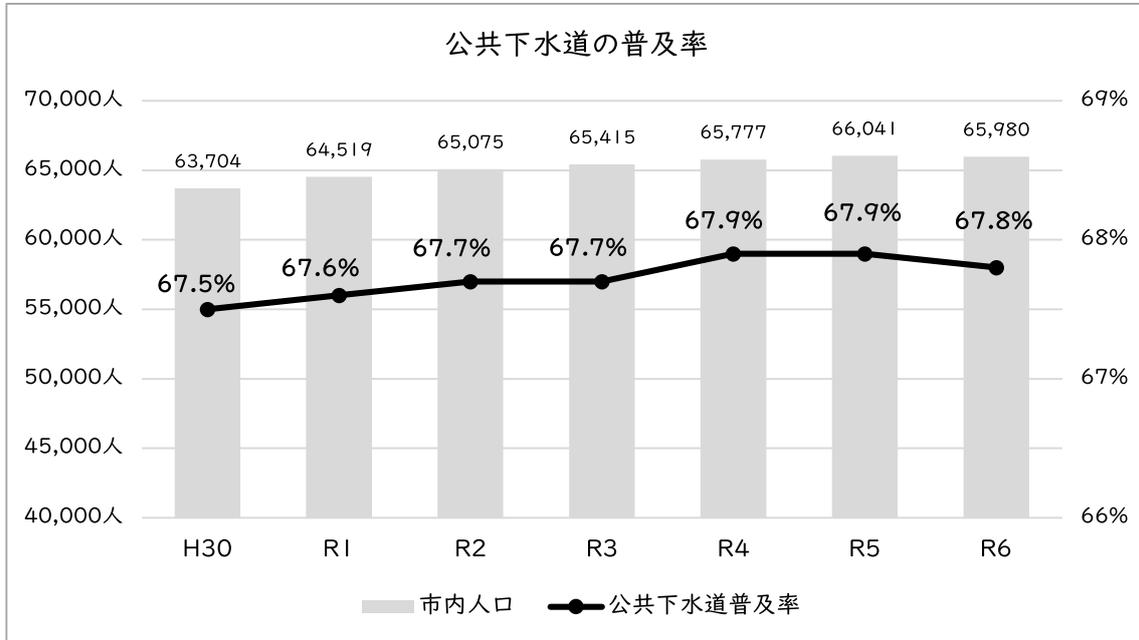
汚水・処理水の流れ



## IV 普及率・水洗化率・有収水量

### I 普及率

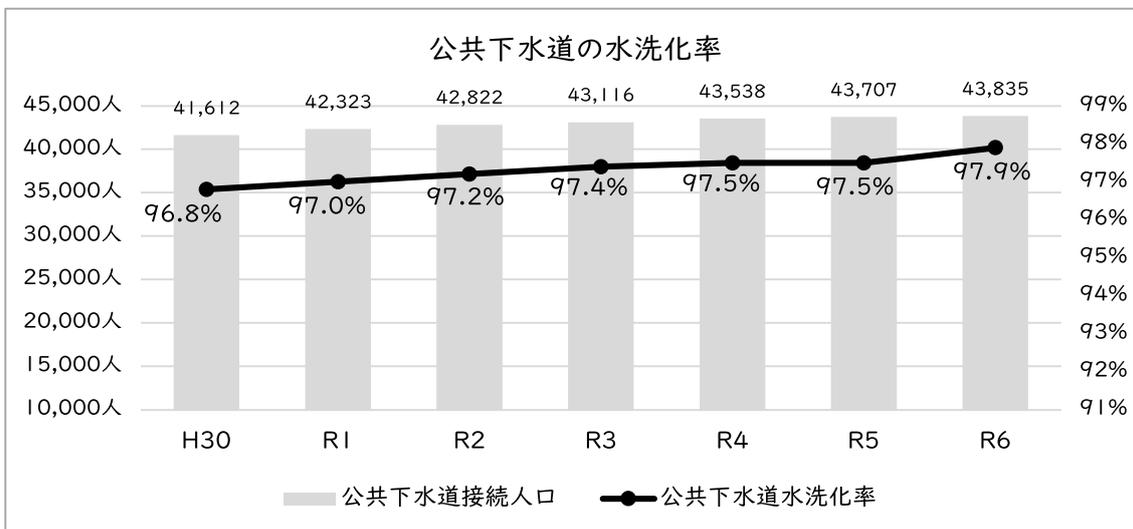
普及率とは、市の全人口に対して、下水道を整備した区域内の人口の割合を指します。  
令和6年度末の普及率は、公共下水道67.8%、農業集落排水5.9%です。



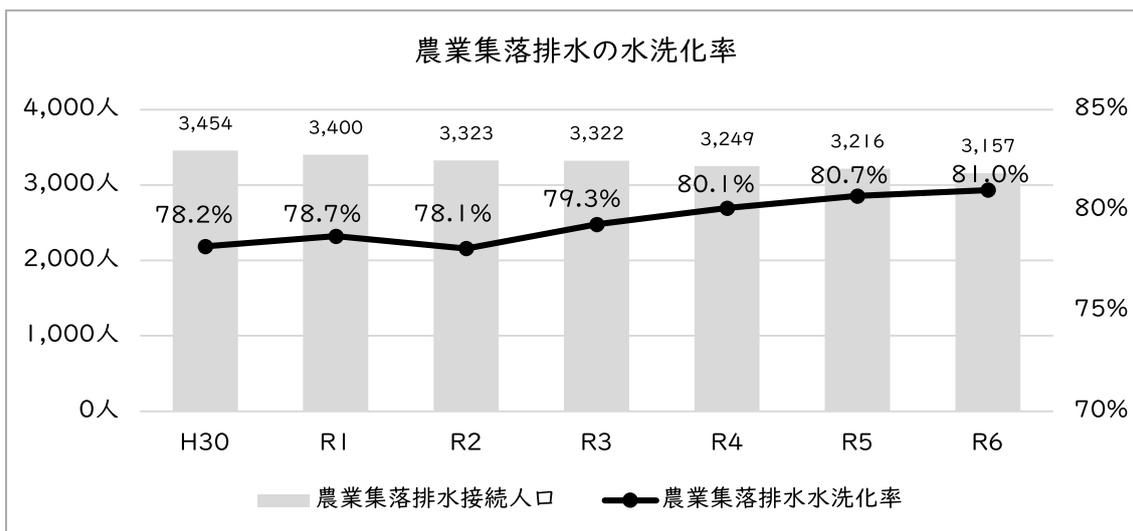
## 2 水洗化率（接続率）

水洗化率とは、下水道を整備した区域内の人口に対して、下水道に接続して水洗化した人口の割合を指します。

令和6年度の水洗化率は、公共下水道は97.9%、農業集落排水は81.0%です。



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
区域内人口	42,978	43,626	44,043	44,264	44,677	44,812	44,755
水洗化人口	41,612	42,323	42,822	43,116	43,538	43,707	43,835
水洗化率	96.8%	97.0%	97.2%	97.4%	97.5%	97.5%	97.9%



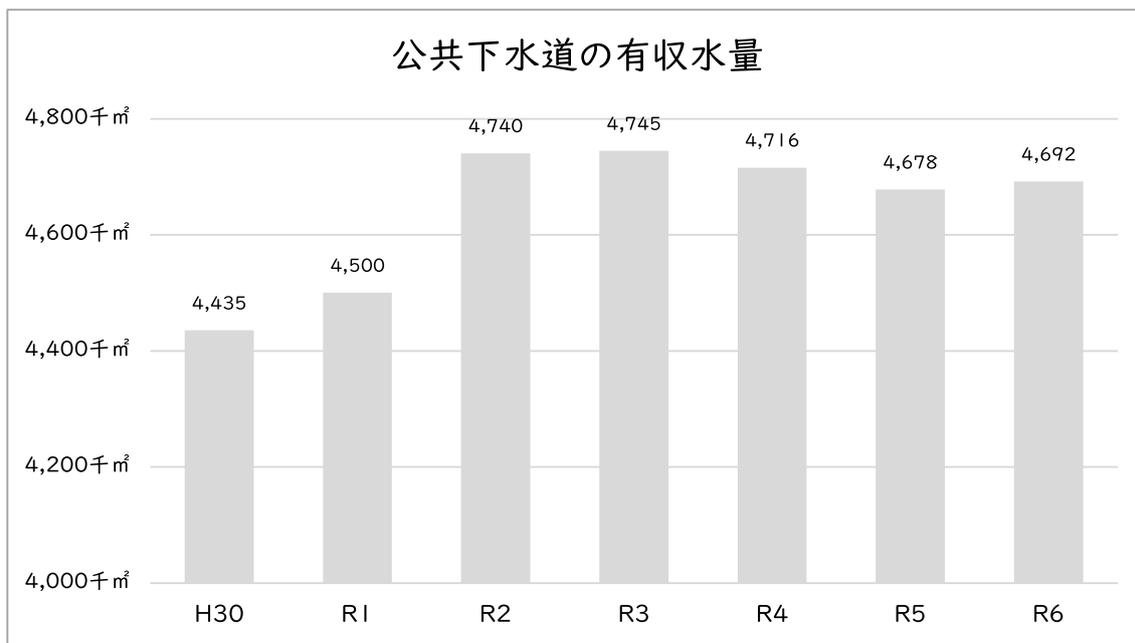
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
区域内人口	4,419	4,318	4,256	4,187	4,055	3,986	3,899
水洗化人口	3,454	3,400	3,323	3,322	3,249	3,216	3,157
水洗化率	78.2%	78.7%	78.1%	79.3%	80.1%	80.7%	81.0%

### 3 有収水量

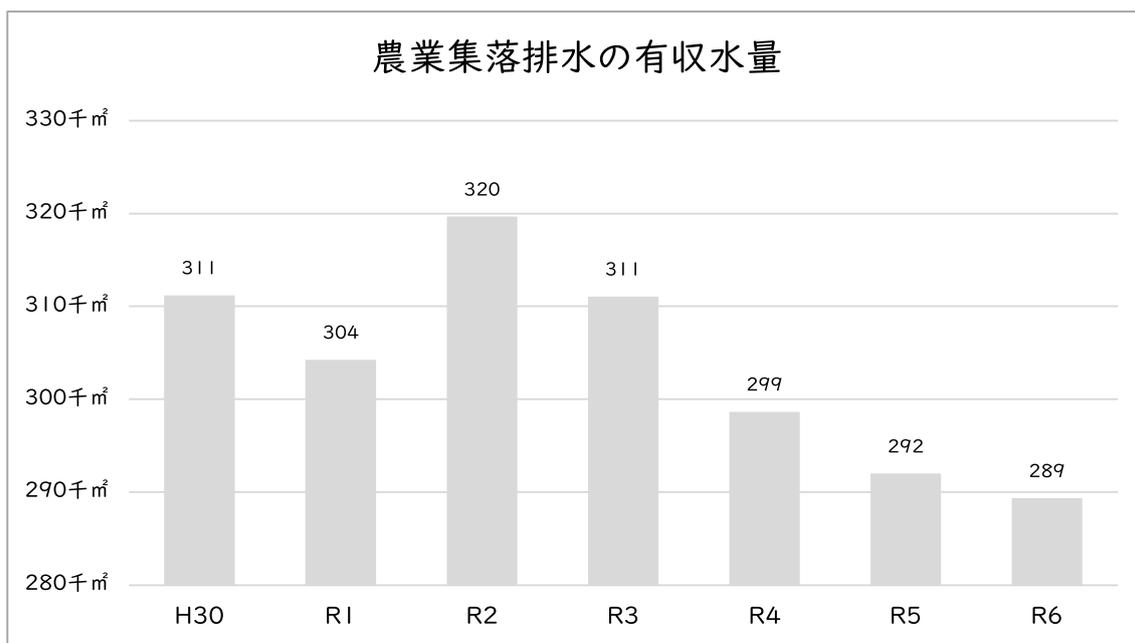
下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水使用料徴収の対象となる水量をいいます。

令和6年度の有収水量は、公共下水道が4,691,734<sup>m</sup>（し尿処理施設からの汚水流入量を含む）、農業集落排水が289,349<sup>m</sup>です。

令和2年度に、コロナ禍で一般家庭での生活用の水需要が増加しましたが、5類感染症に移行し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。



※ 公共下水道の有収水量は、し尿処理施設からの汚水流入量を含みます。



## V 水洗便所改造助成事業

既設の便所（汲み取り、浄化槽）を下水道に接続するための排水設備工事を行う方に、一時的に高額となる負担を軽減するため、一定の条件を設けて助成をしています。

また、既設の便所を農業集落排水に接続するため工事を行う方に、融資を受けた際の利子補給を行っています。

なお、新築家屋の場合は、利用できません。

### I 公共下水道事業

#### (1) 水洗便所改造資金貸付金

##### (ア) 貸付の対象者・要件

- 処理区域内における建物の所有者または所有者の同意を得た建物の使用者
- 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方
- 市内居住の連帯保証人を有する方（連帯保証人は、満 20 才以上の市内居住者で独立の生計を営み、かつ市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方）

##### (イ) 貸付金額

種 目	対象事業等		額
貸付金	一般住宅	くみ取り便所改造事業 水洗便所改造事業	1 槽につき 60 万円以内
	一般住宅以外	くみ取り便所改造事業 水洗便所改造事業	1 槽につき 100 万円以内

##### (ウ) 貸付償還の方法

貸付金を借り受けた月の翌月から 48 か月以内に月賦償還をしていただきます。納期は毎月末に契約口座から引き落としとなります。

##### (エ) 貸付実績

	R 元
貸付件数（件）	1
貸付額（千円）	600

R2 年以降貸付け実績はありません。

#### (2) 水洗便所改造資金一部補助金

##### (ア) 補助対象者、要件

- 下水道処理区域内における建築物の所有者。または、所有者の同意を得た建築物の使用者
- 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方
- 下水道を使用できるようになった日から 3 年以内に改造工事を行う方  
（すべての地区が使用できるようになった日から 3 年経過しており対象者なし）

##### (イ) 補助金額

くみ取り便所 1 層につき 3 万円  
し尿浄化槽 1 槽につき 2 万円

## 2 農業集落排水事業

### (1) 農業集落排水水洗便所改造に伴う改造資金の融資及び利子補給

#### (ア) 補助対象者・要件

- 処理区域内において、供用開始から3年以内に改造工事を行う建築物の所有者又は所有者の同意を得た建築物の使用者  
(すべての地区が使用できるようになった日から3年経過しており対象者なし)
- 市税及び農業集落排水事業分担金を滞納していない方
- 君津市農業協同組合の組合員及び准組合員
- 指定金融機関が定める信用補償制度が受けられる方

#### (イ) 融資金額

- 改造工事にかかる費用。融資の上限金額は150万円とする。
- 償還期間は、5年以内とし、償還方法は元利均等月賦償還とする。

#### (ウ) 融資利率

融資利率は、市と指定金融機関で協議し、定めるものとする。

## VI 受益者負担金・受益者分担金

下水道が整備されると、暮らしが便利で快適なものになり、地域の環境衛生が向上しますが、この恩恵を受けるのは公共下水道や農業集落排水がある地域の住民に限られます。

下水道事業には多額の費用を必要としますが、その財源として、国・県補助金、起債（借入金）の他に市費も充てています。

しかし、この市費には市内全域の皆さんが負担している税金も含まれており、限られた地域の人だけが利益を受ける下水道事業に多額の市費を投入することは、負担の公平を欠くことになります。

そこで、下水道の恩恵を受ける人（受益者）に建設費の一部を負担していただき、下水道を計画的に整備しようとするのが受益者負担金・受益者分担金です。

固定資産税のように毎年課されるものではなく、その土地に一度限り課せられるものです。

### I 公共下水道事業

#### (1) 受益者負担金

（根拠条例：袖ヶ浦市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例）

公共下水道区域の受益者負担金は、区域ごとの単位負担金額に所有地積を乗じて算出します。単位負担金額は、整備区域内の「末端管渠整備費相当額」（補助金等を除いた市の負担額）に、負担率 1/5 を乗じ、その数値を整備面積で除したものです。

なお、浜宿団地については、市街化調整区域のため都市計画税が賦課されていないので、これまでの負担区に設定されてきた単位負担金額 450 円に、公共下水道事業が概成するまでに充当された都市計画税相当分（240 円/㎡）を加算して、単位負担金額を 690 円としています。

名称	区域	単位負担金額
第1負担区 (S59)	今井周辺	450円
第2負担区 (S61)	昭和地区	450円
第3負担区 (S63)	長浦地区	450円
第4負担区 (H11)	横田地区	450円
第5負担区 (H16)	浜宿団地	690円
第6負担区 (H30)	椎の森工業団地2期地区	260円

## (2) 区域外流入受益者分担金

(根拠条例：袖ヶ浦市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例)

公共下水道区域以外の区域から公共下水道に汚水を流入させることを区域外流入といいます。区域外流入受益者分担金は、公共下水道施設が事業区域内の受益者の負担によって整備されてきたことを踏まえ、区域外流入によって公共下水道を利用している方についても、同様に受益者として相応の負担をいただくものです。

上記(1)の受益者負担金の第5負担区(浜宿団地)と同様、末端管渠整備費に、都市計画税相当分を加算した690円を単位負担金額としています。

## 2 農業集落排水事業

### (1) 受益者分担金

(根拠条例：袖ヶ浦市農業集落排水事業分担金徴収条例)

農業集落排水の受益者分担金は、対象世帯1戸当たりに対してかかります(柵設置場所が異なる場合は柵の数だけ分担金がかかります)。

分担金額は、基本設計を行い算出した総事業費の3%以内(平岡地区は県補助金の率が下がったことから総事業費の5%以内)とし、これを計画戸数で除した金額が、1戸当りの金額となります。

地区	供用開始日	分担金徴収開始年度	金額
袖ヶ浦東部地区	平成10年4月1日	平成7年度	130,000円
松川地区	平成15年4月1日	平成13年度	220,000円
平岡地区	平成24年4月1日より順次	平成22年度より順次	240,000円

## VII 使用料

下水道使用料は、汚水処理に係る費用に充てるため、各家庭や事業所・工場等から、下水道に流した水量に応じて、徴収するものです。公共下水道の使用料及び農業集落排水の使用料は同じ料金体系です。

なお、料金の徴収はかずさ水道広域連合企業団に委託し、上水道の使用料金と併せて、2カ月毎に請求しています。

### I 下水道使用料金表

区分	汚水排除量		料金(税込)
一般汚水	基本使用料	20立方メートルまで	2,158.2円
	超過使用料 1立方メートルにつき	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	126.5円
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	148.5円
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	172.7円
		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	188.1円
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	205.7円
		500立方メートルを超える分	224.4円
臨時用	1立方メートルにつき		204.6円

#### <計算例>

2カ月で50立方メートル使用の場合

##### ①基本料金

20立方メートルまで = 2,158.2円

##### ②超過料金

21~40立方メートルまで 126.5円×20立方メートル=2,530円

41~50立方メートルまで 148.5円×10立方メートル=1,485円

合計 ①+② = 6,173円(小数点以下切捨て)

### 2 汚水排除量の算定

水道水を使用している場合は、水道の使用水量とする。

水道水以外の水を使用している場合は、その使用水量とし計量装置を取り付けて使用水量を認定する。

ただし、計量装置の取り付けが困難な場合は、使用者の使用の態様を勘案して認定する。

### 3 料金改定の経過

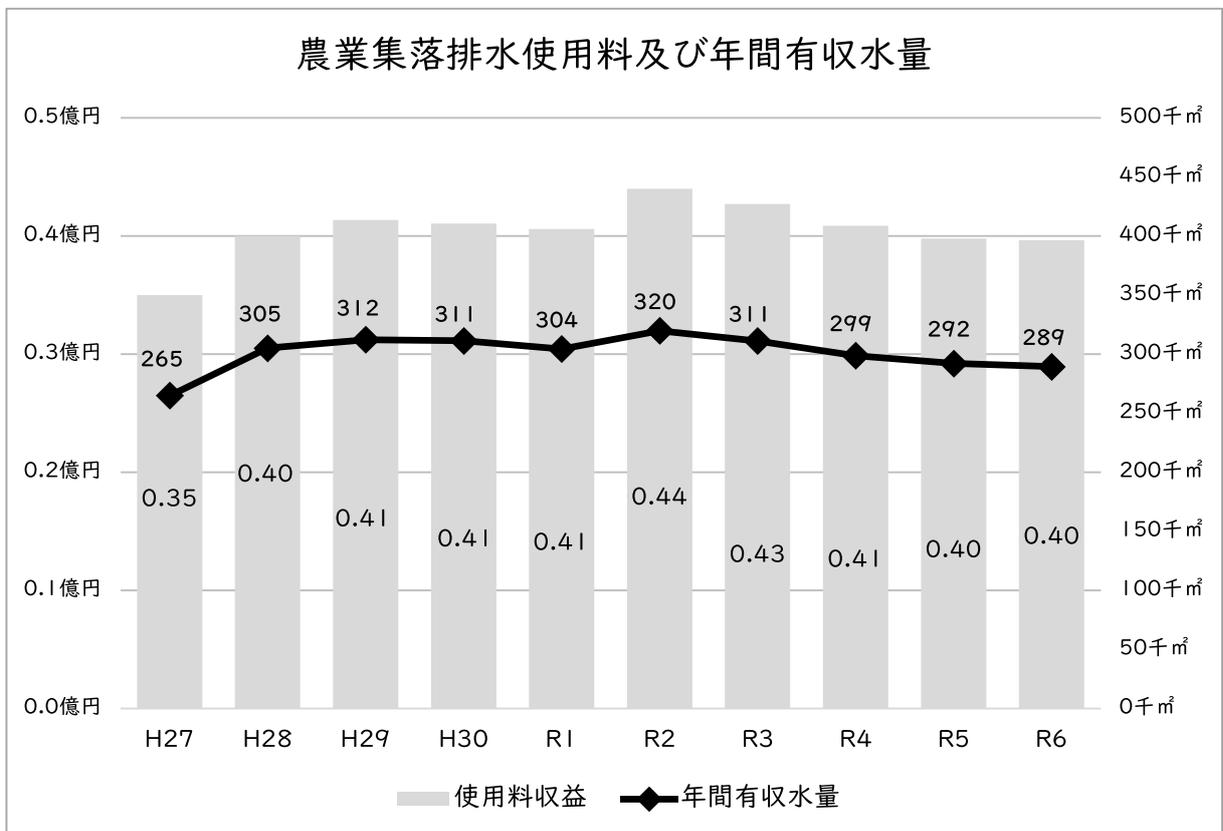
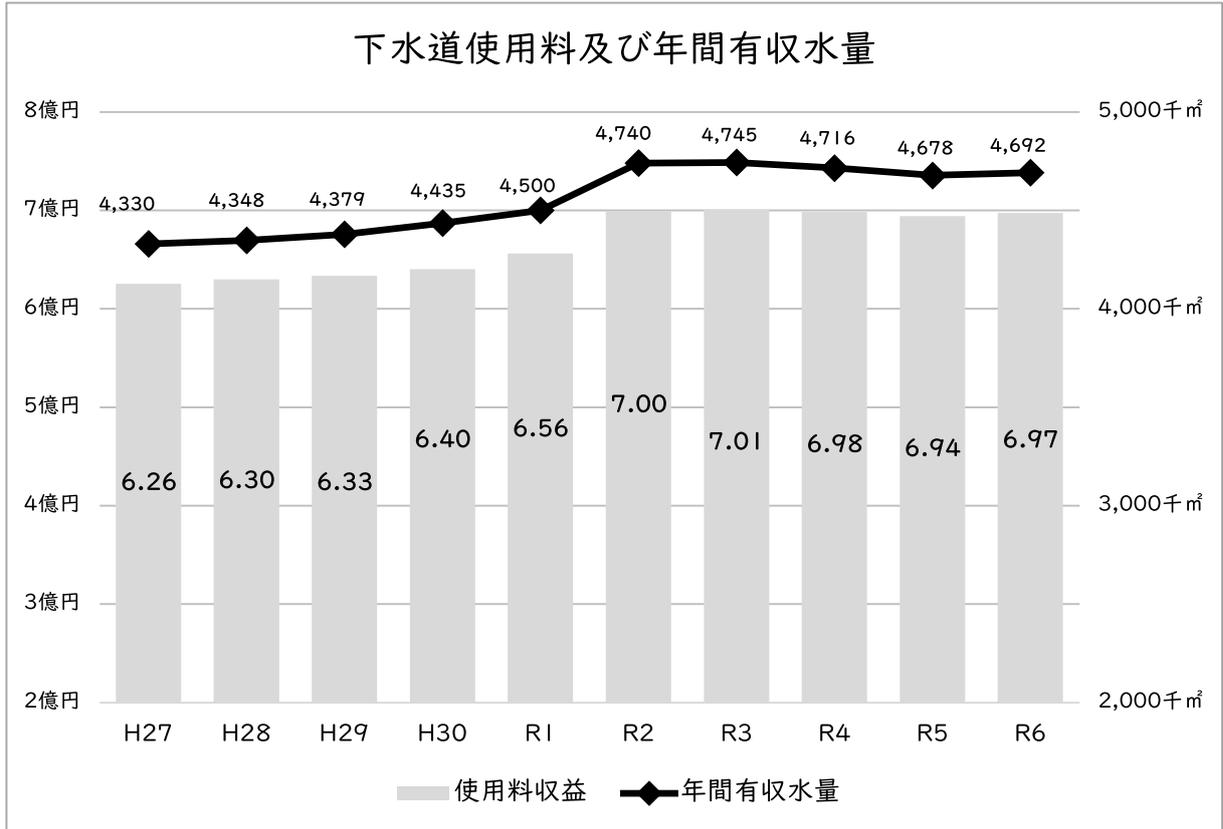
#### (1) 公共下水道事業

時期	改定内容	基本使用料( )は税抜
S59.4	事業開始	1,400円 (1,400円)
H元.4	消費税3%	1,442円 (1,400円)
H6.4	料金改定15.00%	1,648円 (1,600円)
H9.4	消費税3%→5%	1,680円 (1,600円)
H10.4	料金改定12.61%	1,890円 (1,800円)
H23.10	料金改定9.00%	2,060円 (1,962円)
H26.4	消費税5%→8%	2,118円 (1,962円)
R元.10	消費税8%→10%	2,158円 (1,962円)

#### (2) 農業集落排水事業

時期	改定内容	基本使用料( )は税抜
H10.4	事業開始(東部地区)	1,680円 (1,600円)
H15.4	事業開始(松川地区)	1,680円 (1,600円) 東部 1,890円 (1,800円) 松川
H16.4	料金改定(東部地区)11.56%	1,890円 (1,800円) 公下同額
H23.10	料金改定9.00%	2,060円 (1,962円)
H24.4	事業開始(平岡地区)	2,060円 (1,962円)
H26.4	消費税5%→8%	2,118円 (1,962円)
R元.10	消費税8%→10%	2,158円 (1,962円)

#### 4 年間使用料及び年間有収水量の推移



## VIII 経営(財政)

令和2年度に袖ヶ浦市下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、従来の官公庁会計(現金主義)から、経営の視点を重視する公営企業会計(発生主義)へと移行しました。

下水道使用料等の地方公営企業の経営に伴い生じる収益的収入の令和6年度決算額は、16億7,110万3,991円(17億3,778万5,971円、以下()内の数値は消費税及び地方消費税込額を示す。)です。

そのうち下水道使用料は6億7,050万1,878円(7億3,711万8,516円)、一般会計補助金は3億6,662万5,000円、長期前受金戻入は6億3,235万7,933円です。

一方、下水道施設の維持管理費や汚水処理費、固定資産の減価償却費や前年度以前に借りた企業債の利子など、地方公営企業の経営に伴い生じる収益的支出の令和6年度決算額は15億4,199万1,975円(15億7,890万8,571円)です。減価償却費は9億3,537万8,735円、支払利息は6,749万4,397円です。

### I 収益的収入・支出の決算状況

#### (1) 収益的収入

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
第1款 下水道事業収益	1,737,786	1,861,254	△123,468	△6.6%
第1項 営業収益	737,669	734,214	3,455	0.5%
第2項 営業外収益	1,000,073	1,108,577	△108,504	△9.8%
第3項 特別利益	44	18,463	△18,419	△99.8%

#### (2) 収益的支出

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
第1款 下水道事業費用	1,578,909	1,627,617	△48,708	△3.0%
第1項 営業費用	1,484,592	1,518,708	△34,116	△2.2%
第2項 営業外費用	94,066	100,243	△6,177	△6.2%
第3項 特別損失	251	8,666	△8,415	△97.1%
第4項 予備費	0	0	0	—

## 2 資本的収入・支出の決算状況

### (1) 資本的収入

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
第1款 資本的収入	242,770	272,532	△29,762	△10.9%
第1項 企業債	218,200	221,100	△2,900	△1.3%
第2項 他会計補助金	2,171	3,180	△1,009	△31.7%
第3項 国庫補助金	19,700	41,592	△21,892	△52.6%
第4項 負担金	2,699	3,224	△525	△16.3%
第5項 県補助金	0	3,336	△3,336	皆減
第6項 長期貸付金償還金	0	100	△100	皆減

### (2) 資本的支出

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
第1款 資本的支出	670,603	770,030	△99,427	△12.9%
第1項 建設改良費	98,620	162,131	△63,511	△39.2%
第2項 固定資産購入費	2,662	1,264	1,398	110.6%
第3項 企業債償還金	569,321	606,635	△37,314	△6.2%

### 3 資本的収入と資本的支出の差額(不足額)

資本的収入と資本的支出の差額(不足額)は当年度利益剰余金などで補てんしました。

資本的収入の2億4,277万と資本的支出6億7,060万3千円の差額4億2,783万3千円が資金不足となり、次のように補てんしました。

(千円)

補てん財源等	令和6年度	令和5年度	増減額
損益勘定留保資金	303,104	292,615	10,489
当年度発生額	303,104	292,615	10,489
過年度発生額	0	0	0
利益剰余金	119,952	196,660	△76,708
未処分利益剰余金	0	33,933	△33,933
減債積立金	119,952	162,728	△42,776
消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	4,778	8,223	△3,445
計	427,833	497,498	△69,665

(千円未満四捨五入)

#### 4 損益計算書

総収益 16 億 6,723 万 9 千円から総費用 15 億 1,314 万 9 千円を差し引いた 1 億 5,409 万円が、当年度純利益となります。

(消費税及び地方消費税抜 千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度
営業収益	667,201	664,048
営業費用	1,443,841	1,475,608
営業利益または損失 (△は損失)	△776,641	△811,560
営業外収益	1,000,008	1,107,702
営業外費用	69,089	80,432
経常利益または損失(△は損失)	154,278	215,710
特別利益	30	18,353
特別損失	219	8,662
当年度純利益または純損失	154,090	225,401

(千円未満四捨五入)

#### 5 貸借対照表

資産合計は 240 億 828 万 6 千円、負債合計は 200 億 5,091 万 5 千円、資本合計は 39 億 5,737 万 1 千円になりました。

(消費税及び地方消費税抜 千円)

区 分	年度末現在高	区 分	年度末現在高
	当年度増減額		当年度増減額
固定資産	23,713,180	負債合計	20,050,915
	△821,468		△1,058,079
流動資産	295,106	(うち企業債)	4,754,038
	△82,522		△351,121
(うち現金預金)	165,957	資本合計	3,957,371
	△81,495		154,089
資産合計	24,008,286	(うち利益剰余金)	400,587
	△903,990		△8,638

(千円未満四捨五入)

## 6 キャッシュ・フロー計算書

令和6年度の当初と比較すると、資金残高は8,149万5千円減少しました。

(千円)

区 分	令和6年度	令和5年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	430,417	556,993
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98,511	△60,273
財務活動によるキャッシュ・フロー	△413,401	△323,255
資金の増加額または減少額(△は減少)	△81,495	173,467
資金期首残高	247,452	73,987
資金期末残高	165,957	247,452

## 7 企業債の現在高

令和6年度は、下水道施設の建設改良費や過去に借り入れた地方債の償還金の財源として、企業債を2億1,820万円借り入れ、5億6,932万1千円を償還した結果、当年度末における企業債現在高は、3億5,112万1千円減少し、47億5,403万8千円となりました。

